

【韓国】テロ防止法の制定

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2016年3月3日、韓国におけるテロ対策の基本法となる「国民保護及び公共安全のためのテロ防止法」が公布・施行された（一部条項については同年6月4日施行）。

1 背景と経緯

韓国ではソウルオリンピック（1988年）の誘致成功を踏まえて、国際的なテロへの対応が検討され、1982年、国レベルのテロ対策の整備を目的とした「国家対テロ活動指針」が大統領訓令として制定された。

さらに、2001年のアメリカ9・11同時多発テロ事件を契機として、韓国においてもテロ防止法の制定に向けた動きが進展した。テロ予防策を強化するためには、国民の基本権を法的な拘束力のない大統領訓令ではなく、法的根拠に基づいて制約する必要性が生じたためである。しかし、政府が2001年11月に国会に提出したテロ防止法案は、成立を目前にして国家人権委員会等の反対に遭い、廃案に追い込まれた。その後も継続して関連法案が提出されたが、中心的な役割を果たすことが想定される国家情報院（大統領直属の情報機関）に対する根強い不信もあいまって人権侵害への懸念は払拭されず、成立に至らなかった。

しかし、近年の「イスラム国」の台頭や北朝鮮によるテロの脅威により、テロ防止法制定の動きが再び高まり、2016年2月23日、野党の反対の中、国会議長が職権で与党議員提出の「国民保護及び公共安全のためのテロ防止法」（以下「テロ防止法」）案を国会本会議に上程した。野党は国家情報院の権限強化に反対し、192時間以上に及ぶ無制限討論（フィリバスター）で対抗したが、最終的に与党に押し切られ、同法案は同年3月2日、国会本会議で可決された。

2 制定法の概要

テロ防止法は、本則19か条及び附則から成り、テロの予防、テロへの対応、テロ被害の補償等について、包括的に規定している。概要は次のとおりである。

(1) 定義（第2条）

「テロ」を、国・地方公共団体又は外国政府に対し、権利行使を妨害し、義務でないことをさせ、又は公衆を脅迫する目的で、殺人、監禁、破壊、爆破等を行う行為と規定した。

また、「対テロ活動」を「「テロ」関連情報の収集、テロ危険人物の管理、危険物質等のテロに利用され得る手段の安全管理、人員・施設・設備の保護、国際行事の安全確保、テロの脅威への対応及び武力鎮圧等、テロの予防と対応に関する諸般の活動」、「対テロ調査」を「対テロ活動に必要な情報又は資料を収集するため、現場調査・文書閲覧・試料採取等を行い、又は調査対象者に資料提出及び陳述を要求する活動」と、それぞれ規定した。

(2) 他の法律との関係（第4条）

この法律は、対テロ活動に関して他の法律に優先して適用する。

(3) 国家テロ対策委員会（第 5 条）

対テロ活動に関する政策の重要事項を審議・議決するため、国務総理を委員長とする国家テロ対策委員会（以下「対策委員会」）を設置する。

(4) 対テロセンター（第 6 条）

国務総理の下に対テロセンターを置き、国の対テロ活動の指針作成、関連業務の調整、重要行事に係る対テロ安全対策の策定、対策委員会の運営に必要な事務処理等を行う。

(5) 対テロ人権保護官（第 7 条）

国民の基本権侵害防止のため、対策委員会に対テロ人権保護官を 1 人置く。対テロ人権保護官は、対テロ活動に伴う人権侵害の申立てへの対応等を職務とし、関係機関の長に対する是正勧告権が付与される見込みである（資格要件、任期その他詳細は大統領令で規定）。

(6) テロ危険人物に関する情報収集等（第 9 条）

国家情報院長は、関連法の規定に基づき、テロ危険人物の出入国、金融取引、通信等の関連情報を収集し、テロとの関連が疑われる金融取引の停止を金融委員会に要請できる。また、テロ危険人物の個人情報及び位置情報についても関係事業者に要求できる。

さらに、国家情報院長は対テロ調査及びテロ危険人物の追跡（尾行等）も行うことができる。ただしこの場合は、事前又は事後に対策委員会の委員長に報告しなければならない。

(7) テロ扇動・宣伝物緊急削除等の要請（第 12 条）

関係機関の長は、テロを扇動・宣伝する文章又は絵、象徴的表現物、テロに利用され得る爆発物の製造法等がインターネット等に流布した場合は、当該事業者等に緊急削除等の協力を要請でき、要請を受けた事業者等は、必要な措置を講じなければならない。

(8) 外国人テロ戦闘員に対する規制（第 13 条）

関係機関の長は、外国人テロ戦闘員としての活動を目的に出国しようとする者（外国人含む）の一時出国禁止（原則 90 日で延長可）を法務部（部は省に相当）長官に要請できる。

(9) 通報者保護及び褒賞金（第 14 条）

国は、関連法の規定に基づき、テロ通報者及びその親族を保護しなければならない。また、関係機関の長は通報によりテロを未然に防いだ者等に褒賞金を与えることができる。

(10) テロ被害への支援及び特別慰労金（第 15 条～第 16 条）

国又は地方公共団体は、テロによる被害を受けた者に対し、治療等に必要な費用の全部又は一部を支給できる。さらに、テロにより死亡した者又は重傷・障害を負った者に対し、被害の程度に応じて特別慰労金を支給できる。ただし、当該被害が外交部長官の許可のない訪問・滞在や、禁止地域への訪問・滞在による場合はこの限りでない。

(11) テロ団体構成、テロ団体加入等に対する罰則（第 17 条）

テロ団体を組織した首謀者は死刑、無期又は 10 年以上の懲役に処する。外国人戦闘員として他国のテロ組織に加入した者は 5 年以上の懲役に処する。

参考文献（インターネット情報は 2016 年 4 月 18 日現在である。）

- ・「국민보호와 공공안전을 위한 테러방지법안」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_W1M6L0E2W2U2M2W2F1M8Y3Z4S4J7V2>
- ・白井京「韓国のテロリズム関連法制」『外国の立法』No.228, 2006.5, pp.153-166. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000360_po_022810.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>